

第40回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和5年11月16日（木）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

門倉良則、亀岡まゆみ、菅藤健一、菅野敏夫、紺野登喜子、中田和宏、中村英康、牧野宇周、森田浩美（委員長）、渡辺慎太郎（五十音順、敬称略）

2 説明者

山口事務局長、渡邊総務課広報係長、高橋会計課長、森田首席家庭裁判所調査官、菅原首席書記官、佐久間主任書記官

3 係員

赤津総務課長、渡邊総務課広報係長

第4 開会等

新任委員の紹介

第5 前回委員会後の取組の報告について（説明者：赤津総務課長）

前回委員会のテーマ「採用広報について」に関して、採用広報活動の一環として、出前授業を行ったことや裁判制度に関する説明会や出前講義、裁判所見学の機会を捉えて裁判所職員の職種説明を実施したこと、裁判所見学内で職種説明を実施することができる旨を広報用チラシやウェブページに記載したこと等を報告した。

第6 議事及び質疑応答の要旨

1 委員長の選任

規則第6条3項により委員長代理に指名されている牧野委員が委員長選任までの議事を進行した。

委員から森田委員を委員長に推挙する意見があり、森田委員が委員長に選任された。

2 福島家裁における要配慮者への対応について

- (1) 説明：福島家裁における要配慮者への対応についての説明（説明者：渡邊広報係長）

「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の内容、裁判所における差別的取扱い及び合理的配慮の具体例、福島地方・家庭裁判所で実施している要配慮者に関する研修及び啓発等について説明した。

- (2) 庁舎見学（説明者：高橋会計課長）

階段（階段避難器具、2段手すり、点字表記、点字ブロック）、4階（書記官室・調査官室、授乳室、412待合室）、身体障害者対応エレベーター、1階（案内表示板、多目的トイレ、総合案内カウンターの点字表記、身体障害者用駐車スペース）、2階（法廷内傍聴席の車いす用スペース）の順に、庁舎見学を実施した。

- (3) 福島地家裁に備付けの要配慮者を支援するための機器の説明（説明者：佐久間主任書記官）

205号法廷に展示した要配慮者を支援するための機器（点字翻訳機、筆談器、集音器、補聴システム、ヌーボード）の見学及び体験を実施した。

- (4) 意見交換

別紙のとおり

3 次回（第41回）開催について

- (1) 日時

令和6年6月28日（金）午後1時30分

- (2) テーマ

追って定める。

第6 閉会

以 上

(別紙)

意見交換・質疑応答の要旨

(委員)

庁舎見学については、新しい施設なので、各場所に配慮があって素晴らしいと感じた。

ただし、傍聴席の車いす用スペースが一番後ろにあるという点が気になった。裁判所を含めてほとんどの施設では、車いすでの移動しやすさを考慮して座席等に案内しているのかもしれないが、車いすの方も前方で傍聴したいのではないかと感じた。また、傍聴席の移動が可能なのであれば、車いすの方も傍聴する場所を選べたらいいのではないかと感じた。

(説明者)

移動しやすさを考慮して、法廷の出入口から近い位置に車いす用スペースが設けられている裁判所が多いと聞いている。一番後ろに対応スペースが設けられている法廷について、前方の席に対応スペースにするためには、改修が必要になる。

(委員)

福島地家裁の施設については、本日、トイレを利用したときに、男性トイレにもベビーキープが設置されていたことに気付いた。現在、男性も育児に積極的に参加するという考え方が広まっているので、そういう意味でも感服した。

私は、職務でユニバーサルデザインについて担当している。福島県の施策として、施設のハード面はもちろん、いわゆる「心のユニバーサルデザイン」の面で、思いやりもシステム化していこうとしている。対応の答えは一つではない。裁判所の要領や実施している研修で意識しているように、要配慮者の個々の事情に応じて個別に検討・対応する姿勢が大事だと思う。

工夫例を紹介すると、印刷物の表記に関しては、性差の表現に繋がる色の使用を避ける等、表記が固定的にならないようにしている。また、ウェブページに関しては、視覚障害のある方は読み上げソフトを利用して閲覧する機会が多いため、

読み上げソフトの利用を前提としてページを作成する工夫（余分な空白スペースを入れない等）をしている。ユニバーサルデザインの観点から、福島地家裁の庁舎は配慮が行き届いていると思った。

(委員)

庁舎の設備と要配慮者を支援するための機器について1点ずつ気づきがあった。

まず、1階の総合案内カウンターに貼付された点字表記に「ただいま不在にしておりますので、隣の簡易裁判所にお声掛けください」とあったが、視覚障害があると「隣」の表記だけではどの方向にあるのか分からない。文字表記は「隣」でも良いが、点字では「左隣」や「右隣」などの表記をする工夫があった方がよいのではないかと感じた。

次に、点字翻訳機で作成する書面については、標準的な文章体裁のままに翻訳文書を作成すると、改行が多く、読んでいた行が分かりづらくなって読みにくかったり文章を読み飛ばしたりするリスクがあるのではないかと感じた。翻訳文書を当事者に読んでもらって、読みやすさ等について意見をもらえる機会があってもいいのではないかと感じた。

(委員)

補聴システムについては、聴覚障害者向けの法廷で使える機器を初めて見たので凄いなと思った。

庁舎内の設備については、車いすの幅に対応した設計になっており、トイレを使用する際の不安もない建物で配慮があると感じた。

案内表示板は、英訳表記が小さい文字で読みにくいかもしれないと感じた。

授乳室は見学したが、来庁者が使用できる児童室はあるのか。

(説明者)

遊具等もある児童室はあるが、家庭裁判所調査官が調査目的で使用するための設備である。必要に応じて、待合室的に使用することは可能である。

(委員)

ループ型補聴システムの使用体験をしたが、凄いと思った。音量3か4での設定だったが、かなり優れた集音機能だと感じた。

階段避難器具は、避難時に器具を使用する固定の担当職員がいるのか。

(説明者)

固定の担当職員はいない。年1回、階段避難器具も使用する避難訓練を実施して、職員の習熟を図っている。

(委員)

福島地家裁ではなかったと思うが、数年前に、議事説明の紹介事例（当事者に視覚障害があったため尋問内容をディスプレイ表示したもの）と類似した事例の経験がある。私が担当した時には、期日直前に裁判所から対応を説明されたので、尋問内容の再検討を余儀なくされたり、期日当日にディスプレイ表示しきれない質問があったりした。個別対応が必要な事案については、裁判所や訴訟関係人間はもちろん、代理人と当事者間での綿密な事前打ち合わせがないとスムーズな期日進行が実現されないと思う。裁判所で、事前準備に関する情報の蓄積も必要だと思う。

(委員)

私の職場の建物は築年数が古いため全面的なユニバーサルデザインの実現は困難だが、一部改修をして1階にスロープや多目的トイレを設置した。また、数年前に、被害者支援に関するパンフレットに視覚障害者向けの音声コードが付いた。

(委員)

法律事務所ごとに、ユニバーサルデザインへの対応度は異なる。弁護士会では、各事務所が1階で相談可能か等の情報を収集しており、一部法律相談について、特に身体に障害のある相談者の希望によって紹介する法律事務所を配慮できるようにしている。

知的障害等の理由で説明の理解に困難性が認められる当事者の場合には、支援

者の方に一緒に事務所に来ていただく等のサポートをしてもらっている。そのため、法律相談の窓口の1つである法テラスでは、支援者の方からの相談に乗れるような体制になっている。

(委員)

要配慮者研修には、福島県内の全職員の何パーセントが参加しているのか。なるべく多くの職員が参加できるようにした方が良いと思う。

(説明者)

参加割合に関する統計はないが、平成25年から今までに、延べ人数約210人の職員が受講している。職員数と比較すると、半数を超える職員が受講していることになる。また、受講者には、研修後に周囲の職員に対して受講内容を還元してもらっている。

(委員)

報道機関として要配慮者に取材をする場合には、支援者の方が同伴することが多いため、対応に苦慮したことがほぼない。

記者の心構えとして、いくら意思疎通が難しくても、必ず聞く姿勢を示そう、一言でも言葉が出たら、その言葉を基に記事を書こうという指導をしている。

(委員)

以前、ある団体の合理的配慮に関するコーディネーターを務めたことがある。要配慮者である団体所属者から合理的配慮の希望があった場合に、聴取して団体に伝え、できる限りの対応の実現を図る役割である。合理的配慮を必要としている人のニーズは細やかなもので、特に精神障害に対する配慮は千差万別であり個別対応が必須である一方、組織として対応できる範囲には限りがあるため、調整役が果たす役割は大きいと感じる。福島家裁では、そうしたコーディネーター的な役割を果たす職員がいるのか。

(説明者)

裁判所では、特定の職員がコーディネーターを務める仕組みはない。

委員から指摘のあった精神障害に関する配慮としては、要配慮者から希望があった場合に、希望内容に応じた待機場所や休憩場所を用意することや、医務室技官の医師や看護師の助言を受けたり、当日の待機を依頼したりすること、家庭裁判所調査官の関与を受けたりすることが考えられる。

以 上